

数字記入例

0123456789

人口動態調査出生票

平成 年 月 日 市区町村受付
 平成 年 月 日 保健所受付

統計法に基づく
 基礎統計調査
 照会

市区町村符号及び保健所符号
 支所 保健所
 事件簿番号

(1) 子の氏名
 父母との続柄 性別
 日本 外国
 市区町村符号 保健所符号
 (2) 生まれたとき
 年 月 日 午前 午後 時
 市、郡、東京都の区
 町、村、指定都市の区
 指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート・マンション、棟号

(5) 父母の氏名 日 月 年
 父 母
 国籍
 (6) 父母の国籍
 父 母
 (7) 開始 及び 終了
 同日をたもと 体 重 身 体
 (8) 子が生まれたとき
 の世帯の主任者
 (9) 子が生まれたとき
 の父母の職業
 (10) 子及び
 子が生まれた
 ところの種別
 施設の種類

(13) 妊娠 週数
 (14) この母
 の出産
 した
 子の数
 (15) 出生に
 立ち
 会った
 者
 双子以上の場合は他の子の
 事件簿番号
 出生票第 号
 死産票第 号
 備考

数字記入例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

人口動態調査死亡票 2

平成 年 月 日 市区町村受付

統計法に基づく 基幹統計調査

市区町村符号及び保健所符号, 支所 保健所, 事件簿番号, 平成 年 月 日 保健所受付, 照会

(1) 氏名, (3) 生年月日, (4) 死亡したとき

(2) 男女別, (6) 死亡した人の住所, (5) 死亡した人の国籍

(7) 死亡した人の国籍, (8)(9) 死亡した人の夫または妻

(10) 死亡したときの世帯の主な仕事, (11) 死亡したときの職業・産業, (12)(13) 死亡したところの種別

原因符号, 外因の状況符号, 発生したところ符号, 傷害発生したところ符号, 母側符号

死亡原因の追記欄 (ア) 直接死因, (イ) の原因, (ウ) の原因, (エ) の原因, (オ) ほかの死因

手術, 手術年月日, 解剖

(15) 死因の種類, (17) 出生時体重, 単胎・多胎の別, 妊娠週数

(16) 外因死の追加事項, 傷害が発生したとき, 傷害が発生したところ, 手段及び状況

(19) 施設の所在地又は医師の住所及び氏名, 住所, 氏名, 丁目, 番地, 番号, 確認, 備考

数字記入例

00123456789

人口動態調査離婚票 5

平成 年 月 日 市区町村受付

統計法に基づく
基幹統計調査
政府統計

市区町村符号及び保健所符号

支所 保健所

事件簿番号

平成 年 月 日 保健所受付

照会

市区町村 受付	月	日	夫 (1) 氏名及び 生年月日	妻	年	月	日
日本	中国	タイ	米	英	米	英	日
夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻
日本	中国	タイ	米	英	米	英	日
夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻

(2) 国籍

(3)(4) 離婚の種別

(5) 未成年の子の数

(6) 同居の期間

(7) 同居を始めたとき

(8) 別居したとき

(9) 別居する前の住所

(10) 別居する前の
世帯の主な仕事

(11) 別居する前の
夫妻の職業

(12) 備考

数字記入例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

人口動態調査死産票 3

平成 年 月 日 市区町村受付

統計法に基づく 基幹統計調査



市区町村符号及び保健所符号

事件簿番号

平成 年 月 日 保健所受付

照会

(1) 父母の国籍 (2) 父母の氏名及び年齢

(3) 死産児の男女別及び嫡出子か否かの別 (4) 死産があったとき

(5) 死産があったときの母の住所

(6) 死産があったときの世帯の主な仕事 (7) 死産があったときの父母の職業 (8) 出生子、妊娠22週以後の死産児、妊娠21週以前の死産児

(9) 妊娠週数 (10) 死産児の体重及び身長 (11) 胎児死亡の時期

(12) 死産があったところの種別 (13) 単胎・多胎の別 (14) 死産の自然人工別

(15) 胎児の側 母の側

I 自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由

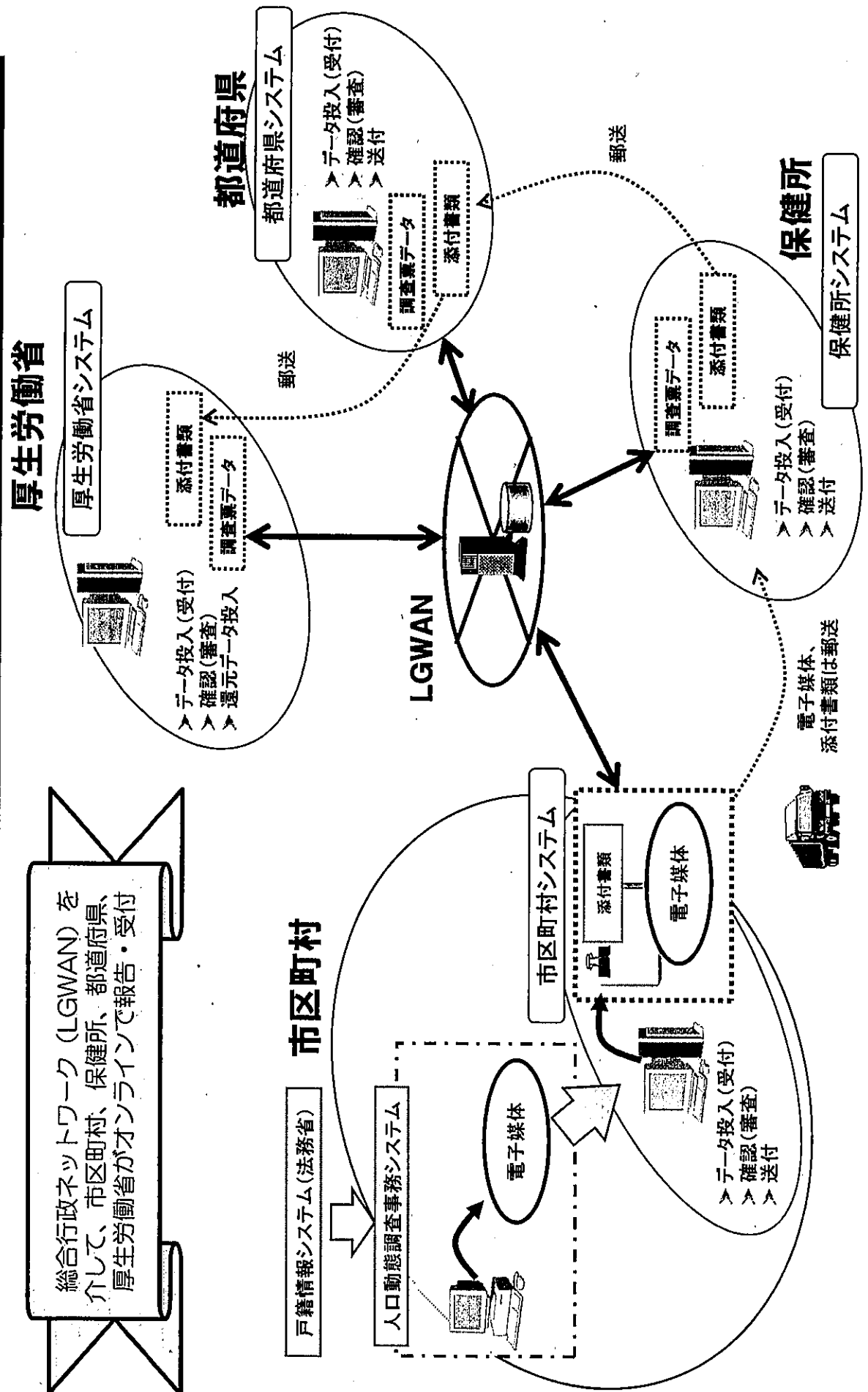
II 自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由

母体保護の理由

(16) 胎児手術の有無 (17) 死胎解剖の有無 (18) 死産に立ち会った者

双子以上の場合には他の子の事件簿番号

人口動態調査オンライン報告システム システム構成図



総合行政ネットワーク(LGWAN)を介して、市区町村、保健所、都道府県、厚生労働省がオンラインで報告・受付

用語の解説

- 自然増減 出生数から死亡数を減じたものをいう。
- 乳児死亡 生後1年未満の死亡をいう。
- 新生児死亡 生後4週未満の死亡をいう。
- 早期新生児死亡 生後1週未満の死亡をいう。
- 妊娠期間 出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による。(昭和53年までは、^{かそ}数えによる妊娠月数)
 早期：妊娠満37週未満(259日未満)
 正期：妊娠満37週から満42週未満(259日から293日)
 過期：妊娠満42週以上(294日以上)
- 死産 妊娠満12週(妊娠第4月)以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
- 自然死産と人工死産 人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置(胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。
 なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。
 (1) 胎児を出生させることを目的とした場合
 (2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

(参 考)

死産統計を観察する場合、次の沿革を考慮する必要がある。

昭和23年以降：優生保護法の施行(7月)により、人工妊娠中絶の中の、妊娠第4月以降のものも人工死産に含むことになった。

昭和24年以降：優生保護法の改正(6月)により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含むことになった。

昭和27年以降：優生保護法の改正(5月)により、優生保護審査会の審査を廃止するなど、その手続が簡素適正化され、優生保護法による指定医師は本人及び配偶者の同意を得て、要件に該当する者に対し、人工妊娠中絶を行うことができるようになった。

昭和43年以降：胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合、従来は人工死産であったが、自然死産として取り扱うこととなった。

昭和51年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準を、従来の「通常妊娠8月未満」から「通常妊娠第7月未満」に改めた。

(昭和51年1月20日付け厚生省発衛第15号厚生事務次官通知)

昭和54年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠第7月未満」から「通常妊娠満23週以前」に表現を改めた。(昭和53年11月21日付け厚生省発衛第252号厚生事務次官通知)

平成3年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠満23週以前」から「通常妊娠満22週未満」に改めた。(平成2年3月20日付け厚生省発健医第55号厚生事務次官通知)

周産期死亡 妊娠満22週（154日）以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。
妊産婦死亡 妊娠中又は妊娠終了後満42日未満¹⁾の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるものをいう。ただし、不慮又は偶発の原因によるものを除く。

その範囲は、直接産科的死亡（O00～O92）及び間接産科的死亡（O98～O99）に原因不明の産科的死亡（O95）、産科的破傷風（A34）及びヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病（B20～B24）を加えたものである²⁾。

直接産科的死亡：妊娠時における産科的合併症が原因で死亡したもの

間接産科的死亡：妊娠前から存在した疾患又は妊娠中に発症した疾患により死亡したものをいい、これらの疾患は、直接産科的原因によるものではないが、妊娠の生理的作用によって悪化したものである。

注：1）昭和53年までは「産後90日以内」とし、昭和54年から平成6年までは「分娩後42日以内」としている。

2）昭和53年までの範囲は、基本分類表「XI 妊娠、分娩および産褥の合併症」には「間接産科的死亡」は含まれないので、「直接産科的死亡」がほぼ該当する。また、昭和54年から平成6年までは、基本分類表「XI 妊娠、分娩及び産じょく（褥）の合併症」（630～676）が該当する。

後発妊産婦死亡 妊娠終了後満42日以後1年未満における直接又は間接産科的原因による女性の死亡をいい、その範囲は、あらゆる産科的原因による母体死亡（O96）、産科的破傷風（A34）及びヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病（B20～B24）であり、ICD-10で新たに定義されたものである。

施設の種類

病院 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

診療所 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

介護老人保健施設 要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設で、介護保険法（平成9年法律第123号。平成12年4月1日施行）による都道府県知事の許可を受けたものをいう。

（参考）介護保険法施行前は老人保健法（昭和57年法律第80号）による老人保健施設である。

助産所 助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。

老人ホーム 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。

自宅 自宅の他、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む。

世帯の主な仕事

- 農 家 世 帯 最多所得者が農業だけ又は農業とその他の仕事を持っている世帯
- 自 営 業 者 世 帯 最多所得者が自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
- 常用勤労者世帯(Ⅰ) 最多所得者が企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従事者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
- 常用勤労者世帯(Ⅱ) 最多所得者が常用勤労者世帯(Ⅰ)にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
- そ の 他 の 世 帯 最多所得者が上記にあてはまらないその他の仕事をしている世帯
- 無 職 の 世 帯 仕事をしている者のいない世帯(年金・利子等の収入で生活している世帯を含む)

(参 考)

平成7年からの区分	昭和43年から平成6年までの区分
農 家 世 帯	<ul style="list-style-type: none"> 専 業 農 家 世 帯 農業だけをしている世帯 兼 業 農 家 世 帯 農業とその他の仕事を持っている世帯
自 営 業 者 世 帯	自 営 業 者 世 帯 店や事務所を持って自由業・商工業・サービス業などを個人で経営している世帯
常用勤労者世帯(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> 常用勤労者世帯(Ⅰ) 管理・事務・教員・販売・外交・医療保健技術者・旧専門学校卒業以上の技術者などの勤労者世帯(日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯) 常用勤労者世帯(Ⅱ) 常用勤労者世帯(Ⅰ)にあてはまらない勤労者世帯(日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
常用勤労者世帯(Ⅱ)	
そ の 他 の 世 帯	そ の 他 の 世 帯 上記以外の世帯
無 職 の 世 帯	

離婚の種類

- 協議離婚 戸籍法上の届出によって成立する(民763・764・739)が、これが有効に成立するためには、夫婦間に離婚についての意思の合致がなければならない。離婚意思の合致のない離婚は無効である。
- 裁判離婚 裁判所が関与して成立する離婚であって、調停離婚、審判離婚、和解離婚、認諾離婚及び判決離婚の5種があり、調停が成立したとき、和解が成立したとき、請求の認諾をしたとき、又は審判若しくは判決が確定したときに離婚の効果が生ずる。
- 調停離婚 当事者の申立て又は家庭裁判所の調停に付する処置により調停が開始される(家18・19Ⅰ)。調停において当事者間に離婚の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有する(家21Ⅰ)。
- 審判離婚 調停が成立しない場合に、家庭裁判所は、調停に代わる審判をすることができる(家24Ⅰ)。当事者が、2週間内に異議を申し立てると、審判はその効力を失うが、異議がなければ、審判は確定判決と同一の効力を有する(家25)。
- 和解離婚 離婚訴訟上において和解ができる(人訴37Ⅰ)。和解が成立し、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する(民訴267)。
- 認諾離婚 離婚訴訟上において請求の認諾ができる(人訴37Ⅰ)。請求の認諾があり、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する(民訴267)。
- 判決離婚 調停が成立せず、審判も確定しない場合に、法定の離婚原因があるときは、当事者の訴えの提起により離婚の判決がなされる(民770、人訴2・4以下)。

(引用の条文 民=民法、家=家事審判法、民訴=民事訴訟法、人訴=人事訴訟法、条数は1,2、項数はⅠ,Ⅱ)

注：家事事件手続法の施行(平成25年1月1日)に伴い、家事審判法は廃止されたが、本報告書では、平成24年調査時点において施行されていた家事審判法の条文を引用している。

比率の解説

本報告書で用いている比率の算出方法は以下のとおりである。

年次推移の表の昭和45年、50年及び55年については、10月1日現在日本人人口を国勢調査の確定数を用いて再計算したので、昭和45年、50年及び55年の報告書の数値と異なる場合がある。なお、比率の算出に用いた分母人口は巻末の付録を参照されたい。

1) 総 覧

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{自然増減率} = \frac{\text{自然増減数 (出生数 - 死亡数)}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数 (妊娠満12週以後の死産の出産)}}{\text{年間出産数 (出生数 + 死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{自然死産率} = \frac{\text{年間自然死産数}}{\text{年間出産数 (出生数 + 死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{人工死産率} = \frac{\text{年間人工死産数}}{\text{年間出産数 (出生数 + 死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出生数 + 年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

妊娠満22週以後の死産率 (総数・自然・人工)

$$= \frac{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数 (総数・自然・人工)}}{\text{年間出生数 + 年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間早期新生児死亡数 (生後1週 (7日) 未満の死亡数)}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

2) 出 生

$$\text{出生性比} = \frac{\text{年間の男子出生数}}{\text{年間の女子出生数}} \times 100$$

母の年齢 (年齢階級) 別出生率

$$= \frac{\text{ある年齢 (年齢階級) の母が1年間に生んだ子の数}}{\text{10月1日現在における日本人女性のある年齢 (年齢階級) の人口}} \times 1,000$$

$$\text{月間出生率 (年換算率)} = \frac{\text{月間出生数}}{\text{月初人口} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$$

$$\text{(注) 年換算係数} = \frac{\text{月間日数 (30, 31, 28又は29)}}{\text{年間日数 (365又は366)}}$$

すなわち1年の長さを1とした場合の各月の長さをいう。

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \right\} \text{15歳から49歳までの合計}$$

(都道府県及び21大都市は5歳階級で算出し、5倍したものを合計している。)

合計特殊出生率は「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(参 考)

合計特殊出生率には次の2つの種類がある。

「期間」合計特殊出生率：ある期間（1年間）の出生状況に着目したもので、その年における各年齢（15～49歳）の女性の出生率を合計したもの。女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の出生率」として、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。人口動態統計では上記計算式に基づき、期間合計特殊出生率を算出している。

「コーホート」合計特殊出生率：ある世代の出生状況に着目したもので、同一世代生まれ（コーホート）の女性の各年齢（15～49歳）の出生率を過去から積み上げたもの。「その世代の出生率」である。

実際に「1人の女性が一生の間に生む子どもの数」はコーホート合計特殊出生率であるが、この値はその世代が50歳に到達するまで得られないため、それに相当するものとして期間合計特殊出生率が一般に用いられている。なお、各年齢の出生率が世代（コーホート）によらず同じであれば、この二つの「合計特殊出生率」は同じ値になる。

ただし、晩婚化・晩産化が進行している状況等、各世代の結婚や出産の行動に違いがあり、各年齢の出生率が世代により異なる場合には、別々の世代の年齢別出生率の合計である期間合計特殊出生率は同一世代のコーホート合計特殊出生率の値と異なることに注意が必要である。

コーホート合計特殊出生率については、巻末の参考表「2 年次推移」の「表6」を参照されたい。

3) 死 亡

$$\text{死 亡 性 比} = \frac{\text{年間の男子死亡数}}{\text{年間の女子死亡数}} \times 100$$

年齢（年齢階級）別死亡率（総数・男・女）

$$= \frac{\text{年間のある年齢（年齢階級）の死亡数（総数・男・女）}}{\text{10月1日現在における日本人（総数・男・女）のある年齢（年齢階級）の人口}} \times 1,000$$

$$\text{月間死亡率（年換算率）} = \frac{\text{月間死亡数}}{\text{月初人口} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$$

$$\text{（注）年換算係数} = \frac{\text{月間日数（30, 31, 28又は29）}}{\text{年間日数（365又は366）}}$$

すなわち1年の長さを1とした場合の各月の長さをいう。

$$\text{死因別死亡率（年間）} = \frac{\text{年間の死因別死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 100,000$$

$$\text{年齢調整死亡率} = \frac{\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{観察集団の各年齢} \\ \text{（年齢階級）の死亡率} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{基準人口集団のその年齢} \\ \text{（年齢階級）の人口} \end{array} \right] \right\} \text{の各年齢（年齢階級）の総和}}{\text{基準人口集団の総数}}$$

(参 考)

死亡率は年齢によって異なるので、国際比較や年次推移の観察には、人口の年齢構成の差異を取り除いて観察するために、年齢調整死亡率を使用することが有用である。

年齢調整死亡率の基準人口については、平成元年までは昭和10年の性別総人口（都道府県は昭和35年総人口）を使用してきたが、現実の人口構成からかけ離れてきたため、平成2年からは昭和60年モデル人口（昭和60年国勢調査日本人人口をもとに、ベビーブーム等の極端な増減を補正し1,000人単位で作成したもの）を使用している。

なお、計算式中の「観察集団の各年齢（年齢階級）の死亡率」は、1,000倍（死因別の場合は100,000倍）されたものである。

基準人口—昭和60年モデル人口—

年齢	基準人口	年齢	基準人口
0～4歳	8 180 000	50～54	7 616 000
5～9	8 338 000	55～59	6 581 000
10～14	8 497 000	60～64	5 546 000
15～19	8 655 000	65～69	4 511 000
20～24	8 814 000	70～74	3 476 000
25～29	8 972 000	75～79	2 441 000
30～34	9 130 000	80～84	1 406 000
35～39	9 289 000	85歳以上	784 000
40～44	9 400 000		
45～49	8 651 000	総 数	120 287 000

4) 乳児死亡

$$\text{乳児死亡性比} = \frac{\text{年間の男子乳児死亡数}}{\text{年間の女子乳児死亡数}} \times 100$$

$$\text{新生児死亡性比} = \frac{\text{年間の男子新生児死亡数}}{\text{年間の女子新生児死亡数}} \times 100$$

$$\text{日齢(月齢)別乳児死亡率性比} = \frac{\text{ある日齢(月齢)の男子乳児死亡率}}{\text{ある日齢(月齢)の女子乳児死亡率}} \times 100$$

月間乳児死亡率(年換算率)
(平成6年以前)

$$= \frac{\text{その月の月間乳児死亡数}}{\text{その月を含む過去1年間の出生数} \times \frac{\text{その月の月間日数}}{\text{その月を含む過去1年間の日数}}} \times 1,000$$

$$\text{月間乳児死亡率(年換算率)} = \frac{\text{月間乳児死亡数}}{\text{年間出生数} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$$

(平成7年以降)

$$\text{(注) 年換算係数} = \frac{\text{月間日数(30, 31, 28又は29)}}{\text{年間日数(365又は366)}}$$

すなわち1年の長さを1とした場合の各月の長さをいう。

$$\text{死因別乳児死亡率} = \frac{\text{年間の死因別乳児死亡数(又は生存期間別乳児死亡数)}}{\text{年間出生数}} \times 100,000$$

又は生存期間別乳児死亡率

$$\text{死因別新生児死亡率} = \frac{\text{年間の死因別新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 100,000$$

5) 死産

$$\text{死産性比} = \frac{\text{年間の男子死産数}}{\text{年間の女子死産数}} \times 100$$

$$\text{月間死産率(総数・自然・人工)} = \frac{\text{月間死産数(総数・自然・人工)}}{\text{月間出産数(出生数+死産数)}} \times 1,000$$

月間の妊娠満22週以後の死産率(総数・自然・人工)

$$= \frac{\text{月間の妊娠満22週以後の死産数(総数・自然・人工)}}{\text{月間出生数+月間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

6) 周産期死亡

$$\text{月間周産期死亡率} = \frac{\text{月間周産期死亡数}}{\text{月間出生数+月間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

7) 妊産婦死亡

$$\text{妊産婦死亡率} = \frac{\text{年間の妊産婦死亡数}}{\text{年間出産数(出生数+死産数)(又は年間出生数)}} \times 100,000$$

$$\text{後発妊産婦死亡率} = \frac{\text{年間の後発妊産婦死亡数}}{\text{年間出産数(出生数+死産数)}} \times 100,000$$

注: 妊産婦死亡については65ページを参照されたい。

